

## 2006年11月レポート

### 国別項目:

#### タイ

1. ケーブルテレビ会社、無許可放送で閉鎖へ
2. ドラえもんの侵害
3. タイ警察、侵害商品の摘発のため機動部隊を編成
4. 商務省、音楽の価格統制品化を検討
5. タイ国王、「タイ発明の父」の栄誉を得る
6. 大臣、警察の影響を減ずる
7. タイ、HIV薬特許の強制実施

#### マレーシア

1. 新植物品種法、2007年1月に施行
2. マレーシアとインド、IPR地域研究所を開設

#### シンガポール

1. 秘密情報に対し1万ドルの報奨金提供される

#### フィリピン

1. 7店舗、非合法薬の販売により摘発される
2. IPRの標準となる本、間もなく出版へ
3. セブ市高等教育委員会、本の違法複製に対処するよう要請される
4. 上院多数党党首、同僚議員に立法に専念するよう促す
5. フィリピンは魅力ある東南アジア市場の選外 - JETRO調査
6. グロリア、海賊版に手厳しく
7. 知的財産庁、フィリピンの格付けアップを発表
8. 国家捜査局、偽のヴィトンとDKNY 商品を押収
9. 反海賊版戦争
10. コンピュータ会社の管理職、海賊版の猛威を語る

#### インドネシア

1. インドネシア警察、ソフトウェアの侵害者逮捕
2. インドネシアの海賊版との戦い、実を結ぶ
3. 政府は知的財産法の改正作業中

#### ベトナム

1. 4つのベトナムIP法、WTOの基準に合致
2. 違法ソフト使用で2つのIT大企業、摘発を受ける
3. 文化省、ソフトウェアをステップ・アップ
4. WHO、偽物薬との戦いでベトナムをバック・アップ
5. ベトナム、外国の製薬企業保護へ
6. 知的財産権保護は米越両国にとって有益

## インド

1. IPR保護のためのワークショップ
2. 特許保護の欠如が多国籍企業を悩ませる
3. IPR を理解するのは時代の要請
4. 市に基盤を置く組織、より大きな知的財産事務所の設置を要求
5. 適切な知財保護制度が採用されない場合、貿易額は落ち込みか
6. 28のインド製品、地理的表示登録受ける
7. 米国、ハリウッド海賊版チェックのため積極的ステップを取る
8. 農業者は近々に技術革新に対する権利取得
9. バイオ・パライシーをチェックしようとするインドの努力後退
10. 特許が決め手のインド企業の合併交渉
11. 政府は薬価引き下げのためTRIP協定の改正を検討か
12. 農業科学者の知的財産権、保護される
13. 警官を知財に敏感にさせようとの催し
14. 専門家、知財保護の重要性を強調
15. マイクロソフト社、知財奨学金を開始
16. インド特許庁、23%の特許出願増の見込み
17. インドの知的財産権環境に変化

## パキスタン

1. 偽造・海賊版は国庫に何十億もの損失

## クウェート

1. クウェートで一連の反海賊版摘発行われる

## バーレーン

1. バーレーン情報省、ソフトウェア海賊版を摘発

## タイ

### 1. ケーブルテレビ会社、無許可放送で閉鎖へ (ネーション、タイ、2006年11月3日付)

バンコクの3つの主要テレビ放送事業者が、動画協会(MPA)会員の著作権のある映画を無許可で放送したため閉鎖に追い込まれた。

これらの摘発はバンサー、ヤナワー、サムレイの地域で行われた。MPA側は警察の摘発チームに同行し、容疑者1人の逮捕と放送機器を押収した上、タイ・スーンケーブルTV、ゴールデン・チャンネルケーブルTV、サンシャイン・エンターテインメントケーブルTVの違法なチャンネルを閉鎖した。3つの海賊版放送局は、昨日すべての営業を中止した。

「協会と会員各社は、捜査を行った警察の努力に多いに感謝し、タイでの知的財産権保護のための彼らの戦いを全面的にサポートすることを強く誓った」とMPAの上席副会長及びアジア太平洋の地域担当重役のマイク・エリス氏は述べた。

### 2. ドラえもんの侵害 (クルンテープラキット、地域経済欄、32ページ、タイ、2006年11月3日付)

日本のドラえもんの著作権者は、偽物商品の摘発を強化している。つい最近、タイでのドラえもんの著作権者であるアニメーション・インターナショナル・タイランド・カンパニーの代表Lalida KetLam氏は、ランパン県の地域捜査官とともに露天業者を摘発した。彼らは時計やバッグなどの著作権侵害商品を発見した。

### 3. タイ警察、侵害商品の摘発のため機動部隊を編成 (アジアパルス、2006年11月3日付)

タイ警察は、商標などの知的財産の侵害に対する警察の真剣な取り組み姿勢を示すため、海賊版商品摘発のための特別機動部隊を設置する、とタイ警察のスポークスマンであるAchirawit Suphanphesat氏が発表した。

警察庁副長官でもあるAchirawit氏は、57の商標権所有者の代表と会い、警察は「水にはまって死んでいる」わけではなく、著作権侵害事件に対応していると述べた。

57の商標権所有者の代表の音楽会社、映画制作会社、ソフトウエア会社、ケーブルTV事業者はAchirawit副長官と会い、知的財産権侵害を削減するための手段を話合った。

知的財産権侵害は国のイメージを傷つけ、タイの国際貿易に影響を与えると認識している。それゆえ、ロイヤル・タイ警察は、模倣品撲滅のため特別機動部隊を設置し、引き続き知的財産権所有者と協力を継続していくと述べた。

今回の摘発は「まぐれ」で成功したのではなく、模倣品問題はこれからの3ヶ月で相当数減らす自信があると副長官は述べている。同副長官によれば、進捗状況は、随時警察庁長官と国家安全委員会に報告されるとのことである。

#### 4. 商務省、音楽の価格統制品化を検討

(クルンテープトラキット紙、経済欄、ページ3、タイ、2006年11月20日付)

知的財産局のBanyong Limprayoonwong副局長は、音楽、映画、教育メディアを価格統制産業とすることを国内通商局と協議した。なぜなら、これらのビジネスでは著作権侵害問題が多発し、その理由の1つとして価格問題が挙げられるからである。それゆえ、もし知的財産局がそれらを価格統制品に加えるなら、価格は管理されることとなる。しかしながら、これは国内通商局の判断に委ねられる。

#### 5. タイ国王、「タイ発明の父」の栄誉を得る

(アジア・パシフィック・ニュースエージェンシー機関、2006年11月22日付)

内閣は、プミポン・アドゥンヤデート国王に「タイ発明の父」の敬称を授けることを了承した。これは、内閣が、タイ発明家協会がタイ・ナショナル・リサーチ、チャイパタナ財団、王室開発プロジェクト委員会、タイ・ヨットレース協会からの賛同を得て行った提案を了承したものである。

この称号は国王の卓越した発明と技術を称えるもので、同時にタイ国民がその例に倣い、タイの若者の創造性や発明心を奮い立たせ同国の繁栄につながることを目指したものだ。

国王の卓越した発明の1つは人工雨製造技術で、昨年2005年10月12日、ヨーロッパ特許庁より特許第1491088号が付与され、国王の知的財産として保護された。

タイの国王は、君主として特許を与えられた世界で最初かつ唯一の人物で、特許は「王室の人工降雨技術による気象の変化」と公式に命名された。

#### 6. 大臣、警察の影響を減ずる

(バンコクポスト紙、タイ、2006年11月23日付)

Charnchai Likhitjitta法務相は今月初めに特別捜査局(DSI) のトップの地位の警察高官を異動させ、同局への警察の支配力を減少させた。

Charnchai氏はDSIのトップに権限を与え、現在のように任務が与えられるのを待つのではなく、重要な事件を選別させ対応させるつもりである。

法務省筋によると、新計画の下では、DSI は違法音楽、VCD、DVDあるいは模倣品バッグ、時計のような知的財産権侵害に関わる事件への関与が低減される。

#### 7. タイ、HIV薬特許の強制実施

(ネーション紙、プライム・ニュース欄、ページ1A & 2A、タイ、2006年11月30日付、アジア・パシフィック・ニュースエージェンシー機関、2006年11月30日付)

タイ保健省は、29日、特許法の強制実施権条項を発動し、何千人ものエイズ患者にとって不可欠の救命薬である抗ウイルス剤Efavirenzについて、低価格で国内生産することを認めると発表した。これまでEfavirenzは、高価な値段のために、多くのエイズ患者にとって手の届かないものであった。

この措置により、タイでは数千人もの命が救われ、家計収入のうち医薬品のために使う費用が限られている家庭で、生活の質向上のために役立つと期待されている。

この決定による直接的な効果として、政府医薬機関(GPO) での国内消費薬の低価格での大量生産への道が開かれることになる。生産は、来年6月に開始される予定である。

強制実施権の有効期間は5年間のみだが、政府の限られた予算で、エイズ患者がますます増加している状況では必要なことだと、保健省のMongkol Na Songkhla 大臣は記者団に語った。

実施権により、特許権所有者はGPOより0.5%のライセンス料を受け取る。タイ特許法は、国が患者を援助できない場合で人命救助のため絶対的に必要な場合、強制実施権の発動を認めている。

## マレーシア

### 1. 新植物品種法、2007年1月に施行

(バナマ・デイリー・マレーシアン・ニュース、2006年11月6日付)

来年1月に、2004年新植物品種法が施行されることにより、種苗業者の新植物品種に対する権利が保護される。農業及び農産業省のTan Sri Muhyiddin Yassin 大臣は、新法はマレーシア農業の変革のために重要な役割を果たすと述べた。

法の施行に伴い、国内の農業団体は国外からより優良な品種を入手しやすくなり、国内の種苗業者はより優良な品種の生産に励むことになるであろう。

「この法は新品種の創造に向け、農業従事者、地域社会、創意工夫に富んだ人々の労力を認知し、それに保護を与えようとするものであり、官民セクターで新品種の育成開発への投資を推進するものだ」と大臣は、当地で開催された6日間に及ぶ植物品種保護のためのアジア地域技術会議のスピーチで述べた。

Muhyiddin大臣は、この法の主要な条項は植物新品種保護国際組合(UPOV) 作成のモデル法に準拠し、生物多様性条約や、日本、オーストラリア、インド、タイなどの各国の現行知的財産権制度を参考に行っていると述べた。

### 2. マレーシアとインド、IPR地域研究所を開設

(バナマ・デイリー・マレーシアン・ニュース、2006年11月9日付)

マレーシアとインドは、地域人材の能力開発養成のため、インド - アセアン知的財産権研究機関の設立に着手する。

この地域研究機関は、両地域によって生産されたIPR製品の保護の役割も果たす、と科学発明技術省(Mosti)のDatuk Seri Dr Jamaludin Jarjis 大臣は述べた。

これは、ニューデリーで開催された第12回技術サミット・テクノロジープラットフォームと同時開催された、科学技術協力に関するマレーシア・インド間の2国間協議で合意されたものである、と大臣は述べた。

## シンガポール

### 秘密情報に対し1万ドルの報奨金提供される

(ストレート・タイムズ、シンガポール、2006年11月3日付)

ライセンスのないソフトを使用していたインテリアデザインの会社を有罪に追い込んだ情報提供者が、報奨金として1万USドルを取得した。この額は、ソフトウェア産業の監視役であるBSAが昨年2月に情報提供ホットラインを開設後、1回で支払われた報奨金の最高額である。

提供者によって与えられた情報が元になり、裁判所は、4月に、マイクロソフト、アドビ、オートデスクのソフトを違法使用していた10人のインテリアデザイナーからなるPDM インターナショナル社に、3万USドルの罰金を科す決定を下した。PDMIは、著作権法違反で刑事罰を受けた最初の会社である。旧法では、違法ソフト使用の疑いのある会社に対して、民事訴訟しか起こすことができなかった。

先週、PDMIは内々での和解経費の一部として、BSAに非公表の額も支払っている。

BSAに接触する人々の3分の1は報奨金目当てである、と反海賊版対策部長のTarun Sawney氏は述べている。他の3分の1は、仕事で違法ソフトのインストール又は使用を命ぜられ、法的結果を心配して連絡してきた者、残りは違法ソフトの使用は正しくないという信念から行っている者とのことである。

BSAは、情報提供者の報奨金は提供された情報の正確度、侵害の規模、摘発行為で発見された量、情報提供者の協力度合い、例えば進んで法廷で証言台に立つかどうか等により決定されると説明している。

## フィリピン

### 1. 7店舗、非合法薬の販売により摘発される

(フィリピン・デイリー・インクワイラー、2006年11月1日付)

国家捜査局(NBI) は、マニラ首都圏で非合法薬を販売していた容疑で7軒の薬局を捜査した。

NBI の知的財産部(IPRD)の捜査官は、少なくとも6万ペソ相当の人気精力剤バイアグラの偽物を、マニラ市1402 Masangkay St. in Sta. Cruz に所在するエマーソン・ドラッグと、クエゾン市の103 E. Rodriguez Avenue に所在するインペリアル・ドラッグ・ハウスから押収した。

同時に摘発されたのは、マカティ市1829 Dian St. in Palanan に所在するITGドラッグ・ハウス、マカティ市342 Diesel corner Dian streetsと1845-C Dian St.の2ヶ所に支店を持つキムリー・ファーマ、パセイ市240 Libertad St.に所在するパスカル・ドラッグ、ナボタスの780 M. Naval St にあるバーネーズ・ファーマシーである。

NBI IPRD チーフのJose Justo Yap氏は、各店舗の店主は未認可薬品の販売と共和国法第8203号即ち薬の模倣に関する特別法違反で告発された。摘発は10月26日、マニラ地方裁判所のReynaldo Ros判事が7枚の逮捕状を発行した後に一斉に行われた。

薬品の製造業者であり流通業者でもあるファイザー (Pfizer) は、首都圏に偽のバイアグラが出回っていることを知り、刑事告訴していた。

### 2. IPRの標準となる本、間もなく出版へ

(マニラ・ブルティン、200年11月11日付)

知的財産権の問題は、芸術家や創作者にとって長年の論争の元だった。公衆が入手できるIPRの一般的標準がないということが問題をより複雑化している。しかし、そんなことはもうなくなるだろうと、意気盛んなIPR の推進者John Lesaca 氏が、国内のIPR権益者のために標準となる本の制作が開始されたのを期に発言した。

パング市のフィリピン開発アカデミー (DAP) の建物内に開設されたフィリピン知的財産研究所 (Intellectual Property Institute of the Philippines)の開所式で、Lesaca 氏はこのような本の製作は新しい機関の主要な取り組みの1つであり、国内のIPR状況改善のゴールに向けた大きな一歩だと述べた。

来年の出版に向け、この本は、個人の作品の創造、保護、管理、利用という知的資本プロセスを強調し、人的資本、無形資産、知的財産権に関する一般に役立つ情報を提供することを目的としている。同研究機関の「フェロー (fellows)」と呼ばれる信頼の置けるIPR専門家グループが、本の製作作業にあたる。

フィリピン知的財産研究所は、略してIP広場と呼ばれ、知的財産保護や知的創造物の価値や現実的構成要素に照準を定めているIP連合 (IP Coalition) ・DAPとのパートナーである。

### 3. セブ市高等教育委員会、本の違法複製に対処するよう要請される

(Hechano Bugay & Vilchez 法律事務所、2006年11月13日付)

セブ市議会は、高等教育委員会(CHED) が知的財産庁(IPO)と法執行機関と協力し、本と読書教材の無許可複製の削減を要請する決議を行った。

セブ市では、本と読書教材の無許可複製は儲けの多いビジネスである。学校や大学の近辺ではコピー版が手に入り、それは高価で入手しにくい、または国内で手に入らない教科書の安価な代替物である。

この決議では、無許可の複製が学生に安価な読書教材を提供しているものの、この違法行為により政府の税収や著作者の印税がなくなり、正規の出版業者の収入が減少することを指摘し、著作権の侵害は、学生及び違法な複製に従事する者により、意図的あるいは無意識に行われてきたとしている。

この決議はEugenio Faelnar 議員によって提案されたが、同議員は balan gay・カウンシル協会(ABC)を代表して、職権による議員として市議会に参加している。

#### 4. 上院多数党党首、同僚議員に立法に専念するよう促す

(Hechanova Bugay & Vilchez 法律事務所、2006年11月14日付)

上院が再開され、上院の多数党党首Kiko Pangilinan 議員は憲法改正(Charter Change)論をひとまず休止し、立法に専念するよう促した。Pangilinan 議員によれば、「上院は本格的に活動を開始し、人々の真の必要性に根ざした適切な立法に専念する準備ができている」とのことである。

審議予定の法案の中には、フィリピン人のため薬価を引き下げようとする上院法案第2263号も含まれている。法案は、共和国法第8293号(知的財産法)を改正し、製薬会社間のより大きな競争を可能にするとともに、政府に対して医薬品の需給に大きな影響力を及ぼすための政策手段を与えるものである。

主な改正点として、特許権消滅以前の特許薬の試験・製造・登録を認める早期実施の原則、TRIPS協定の第6条に規定される国際消尽の原則を明確に認識すること、一般公衆を守るために政府が薬の輸入、製造、販売、流通を行う際の強制実施権の要件緩和等が含まれている。

「人々は自分たちの命を守る立法を上院に期待する。上院は人々の熱い声に応えるため、関連する法制を整えるという目標を断固として追求する。」とPangilinan 議員は述べた。

#### 5. JETRO の調査でフィリピンは魅力ある東南アジア市場の選外

(ビジネスワールド、2006年11月17日付)

日本は、東アジアでの製造・加工事業の拡大を続けており、日本企業は中国より東南アジアに投資する傾向を強めている。しかしながらフィリピンは、この点で仲間はずれとなってしまったことが調査で判明した。

日本貿易振興会(JETRO)の最近の調査によれば、中国への投資に伴うリスクが高まる中、日本企業は東南アジア、特にシンガポール、マレーシア、タイに選択の場を拡大していることが示された。ベトナムまでもがフィリピンより魅力的と見られている。

他国経済への貿易投資推進のための日本政府の右腕となるJETROは、2005年と2006年上半期の主要企業の国際貿易と外国直接投資の傾向を調査した。

しかしながら、そこでのフィリピンの評価は低かった。日本企業はフィリピンの投資環境を中国より劣ると判断し、政治的安定性、インフラ、リサーチとエンジニアリング技能を数ある弱点の一部として挙げている。また、フィリピンは外国為替管理、知的財産権保護の分野でも評価を落とし、インドネシアに次ぎ、下から2番目にランク付けされた。

この調査で、ベトナムはフィリピンよりポイントが高く、社会主義国としての人件費の安さが強調されている。ベトナムの労働者コストは1ヶ月110USドルなのに対し、中国では1ヶ月190USドルと記載

されている。

同調査では、日本企業はシンガポール、マレーシア、フィリピンのような、日本が経済連携協定を締結している国を好むことを指摘している。日本とフィリピンは、今年9月にフィンランドで経済連携協定に署名し、現在上院の批准を待っている。ただ、フィリピンの産業への実際的利益については疑問の声も挙がっている。

## 6. グロリア、海賊版に手厳しく

(マニラ・スタンダード、2006年11月20日付)

ショッピングモールと他の商業ビル内で、露天や入店施設が知的財産権を侵害する海賊版ビデオや模倣品の販売をして逮捕された場合は、建物所有者は刑事罰の対象となる。

この措置は、一向に減らない海賊版と模倣品問題を抑制するために、グロリア・マカバガル・アロヨ大統領が発令した一連の厳しい大統領令の一部であり、これらの海賊版や模倣品は、国内外の映画・レコード産業と政府から何十億ペソという収益と税収を奪っている。

通商産業省が指導する多くの政府機関に発せられたメモでは、大統領は定期的かつ効果的に集中して下記の行動を行うよう指示した。

1. 違法な光ディスク、商標権・著作権侵害の商品を製造する工場の摘発及び拠点調査
2. 海賊版商品とそれらを製造した設備の押収と破壊、
3. 抑止力となる実刑へと結びつくような逮捕と起訴

大統領は、各機関同士での連携を更に進め、エンフォースメント活動を強化することで、海賊版と模倣品を追放しようとする政府の決意が国際社会、特に米国を初めとする主要貿易相手国に適切に伝わると述べた。

大統領は、関係機関に対し、特に医薬品、化粧品、食料品、自動車部品のような公衆衛生や安全に関わる製品の海賊版や模倣品について、小売、流通、生産段階、輸入現場での捜査や摘発のために十分な予算を手当てし、効果的に起訴に持ち込むよう指示した。

また、大統領はこれらの機関に対し、裁判所が知的財産事件を適切に対処する能力があることを確認するためにも司法サイドと必要な連携を保ち、司法と議会との協議を進め、知的財産と国際取引のための特別裁判所の指定や設置の可能性を追求するよう指示した。

さらに、この指示は内務・地方行政省、財政省、司法省、教育省、報道担当局、知的財産庁の各長宛てにも通知された。

この指示は、予算管理局、国家警察、関税局、国家捜査局、国立図書館による業務執行を指示している。

## 7. 知的財産庁、フィリピンの格付けアップを発表

(ビジネス・ワールド、2006年11月24日付)

フィリピン知的財産庁(IPO)は、欧州委員会がフィリピンを(監視)優先度の低い国と位置づけたことを引用し、同庁の努力が報われたと述べた。IPOのAdrian S. Cristobal, Jr.長官によれば、知的財産権国家委員会(NCIPR)は、年度当初より10億ペソ相当の偽造品を押収したとのことである。

「この調査結果は、反海賊版キャンペーンでの一致協力した努力を評価したものだ。これにより、知財保護と推進のため、関係機関が総合的な対策をより強力に推進していく決意を一層強めた。」とクリストバル長官は述べた。

IPOの指揮下にあるNCIPRは、光メディア委員会、国家捜査局、司法省、内務・地方行政省、国家テレコミュニケーション委員会、関税局により構成されている。

同調査では、フィリピンが知的財産法を強化したことが報告されている。そこでは2004年の光メディア法の条文が引用され、世界知的所有権機関のインターネット条約への加盟も大きなターニングポイントとして捉えている。

同調査では、2004年に過去最高額となる800万USドル相当の海賊版ディスクを押収したことで、上院が知的財産法の強化改正を提案したことも報告されている。フィリピンのほかにはタイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムが優先度の低い国のランクに入った。中国は、優先度の高い国に分類されている。

#### 8. 国家捜査局、偽のヴィトンとDKNY 商品を押収

(マニラ・ブルティン、2006年11月27日付)

国家捜査局の担当官が、マニラ市のサムパロック (Sampaloc) で110万ペソ相当のラコステのアパレル製品の模倣品に照準を合わせた摘発をした後、1,500万ペソ相当のルイ・ヴィトンとダナ・キャラン・ニューヨーク(DKNY) のバックの模倣品を押収した。国家捜査局知的財産部(IPRD)の長である Jose Justo Yap 弁護士によれば、この摘発はDKNY とルイ・ヴィトンの国内販売業者がNBI に助力を求めた結果行なわれたとのことである。

この捜査により、1,032個のDKNY模倣品のバックと財布、13,802個のルイ・ヴィトン製品の模倣品が押収された。

捜査官によれば、模倣品の所有者と見られる各容疑者は、商標法侵害と不正競争の罪に問われる。

「DKNY とルイ・ヴィトンの国内販売業者は、これらの模倣品により1,500万ペソの減収被害があると告訴していた」とヤップ弁護士は説明した。

#### 9. 反海賊版戦争

(マニラ・ブルティン、2006年11月29日付)

海賊版と模倣品の問題は、フィリピンでますます横行してきている。知的財産権侵害は広範囲に行われ、世界的規模となっている。それゆえ、IPRの推進と保護のための戦略は、絶え間のない強化と修正が必要となる。知的財産保護への投資が、これ以上に必要なことはかつてなかった。

IP連合(IPC) は、IPR の侵害に対し積極的な姿勢をとってきている。そしてフィリピン知的財産庁(IPO)の熟慮した戦術により、この連合は逆境にもかかわらず強力な戦略的なアクションプランを持った民間団体の声となった。

IPCの委員長であり広報担当のJohn J. Lesaca 氏は、IPCを指揮・運営する責任を負っている。この連合は、ビジネス界とAMP、OPM、FISCAP、KAPPや他の関連機関を含めた娯楽産業の努力の賜物である。2003年に各機関の連絡委員会が解散された後、民間セクターは政府と意見交換するための有効な方法を見つけざるを得なかった。IPCがあることにより、これらの産業はIP問題を取扱う政府機関と直接接触することができる。

#### 10. コンピューター会社の管理職、パライシーの猛威を語る

(フィリピン・デイリー・インクワイラー、2006年11月29日付)

国内のソフト開発業者と侵害者との戦いは果てることなくますますエスカレートし、近い将来において政府が勝利する見込みはない、とマイクロソフト・フィリピン社の幹部が当地で述べた。

マイクロソフト・フィリピン社のシニア・プロダクト・マネジャーのJojo Ayson氏は、フィリピンのソフト

ウェア海賊行為は政府の抑止努力にかかわらず、依然として猛威を振るっていると述べる。

「侵害行為の相変わらずの横行は、多くの人々が知的財産の価値を認めず、海賊版ソフトの購入が非常に簡単だからである」とAyson氏は、先週のウィンドーズ・ヴィスタ&オフィス2007の国内での販売開始キャンペーンで述べた。

同氏は、本物を買うより海賊版ソフトウェアで済ませようとする人々のメンタリティーを非難した。「人々のメンタリティーを変えるのは難しい。偽物が手に入るなら、なぜ本物を買わなくてはいけな  
いか」とAyson氏は言う。同氏は、マイクロソフト社は、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)のよ  
うな他機関とも手を組んで、人々に本物のソフトウェア製品を購入する利点を教育すると述べた。

Ayson氏は、マイクロソフト社は引き続き製品をより安全化し、海賊版コピーを作りにくいものとする  
と述べ、「我々は海賊版が存在し、ソフトウェアの海賊版を作るために全力をつくす人がいることも  
知っている」と語った。

## インドネシア

### 1. インドネシア警察、ソフトウェアの侵害者逮捕

(新華社通信、2006年11月2日付)

インドネシア警察は、ジャカルタでソフトウェアの違法コピーの疑いで業者2名を逮捕し、違法取引への摘発で証拠品を押収した。

インドネシア法によれば、著作権侵害者は最高で5年の懲役と5億ルピア(54,932USドル)の罰金刑を受ける。

当局によれば、両方の会社とも正規ソフトをマスターコピーとして使い、それをコンピュータにインストールし、Mangga Dua や Senenのようなジャカルタで最もにぎわう市場で販売していた。

コピーされたソフトには、マイクロソフト、シマンテック、ポーランド、アドビ、シスコシステム、マクロメディア、オートデスクが含まれている。これらのメーカーは、すべてワシントン拠点のビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の登録メンバーであり、そこで著作権が守られている。

### 2. インドネシアの海賊版との戦い、実を結ぶ

(ジャカルタポスト、2006年11月7日付)

インドネシアでの知的財産保護の戦いはついに実を結び、米国通商代表部(USTR)は、海賊版との戦いでインドネシアの格付けを昇格させた。

米国政府が毎年行っている、世界各国の知的財産権保護体制の評価であるスペシャル301条の見直しで、インドネシアは知的財産体制の強化で確固たる進歩を見せたと評定された。

「これらの前進を認め、米政府はインドネシアを優先監視国リストから監視国リストへと引き上げた」とUSTRのアシスタントBarbara Weisel氏はジャカルタで述べた。Weisel氏は、監視国リストへの格上げは、インドネシア経済が自信を高め、競争力を強めるための前向きな兆候であると説明した。

「知的財産保護レベルの改善により、インドネシアは外国の投資先としての魅力を増したことになる」とWeisel氏は述べた。

2005年の世界経済フォーラム調査によれば、インドネシアは競争力で世界の74位に位置付けられ、2004年のランキングより5位落ちた。その地位は、1974年にインドネシアが世界で15番目の競争力と位置付けられたことから程遠い。

今回見直しで進歩があると認められた中でも、インドネシアが知的財産権分野の7つの法律、即ち営業秘密法、工業意匠法、特許法、商標法、著作権法、植物品種保護法、集積回路法と、必要な追加規則を施行したことが言及されていた。また、警察により実行された摘発の回数も増加した。

2006年1月から8月までの間、警察は相当数の摘発を行った。さらに6つの工場と29の家内工業者、数十のモールと何百もの小売商、露天商の捜査を行った。

全部で700万枚の違法なCD、VCD、DVDが、37台の光ディスク複製機、何百キロというプラスチックの塊、違法ビジネスに使用された何台もの車両とともに押収された。加えて400人の容疑者が逮捕された。

今年、1,228件の知的財産侵害事件が警察本部に報告され、そのうち1,219件が光ディスクの違法複製と販売事件であった。

スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領は、3月に2006年大統領令第4号を発令し、明確なサポートの姿勢を示した。それにより、知的財産権侵害対策国家チーム(IPRタスクフォース)が結成された。国家チー

ムメンバーには国家警察チーフと法務長官が含まれている。

大統領令の発表の際に同席したAbdul Bari Azed長官は、同チームは政策の策定、解決法の模索、ガイダンスや方針の発表、一般公衆への啓発、二国間・地域内・多国間での協力強化への責任を持つと説明した。

### 3. 政府は知的財産法の改正作業中

(ジャカルタ・ポスト紙、インドネシア、2006年11月23日付)

政府は、芸術家の知的財産権を侵害から保護するため、2002年法の改正を進めている、と政府高官が述べた。

法務人権省知的財産権総局のAnsori Sinungan氏は、現行法を改正するための法案を策定中であると述べた。その中には、芸術家擁護のための著作権料徴収管理協会の設立を目指した追加の1章が含まれるとのことである。

「徴収管理協会は、芸術家、出版業者、製作者を含む団体で、登録芸術作品の使用者からロイヤリティーを徴収し、それを知的財産権所有者に還元する団体である」とAnsori氏はジャカルタでの知的財産セミナーで述べた。

政府は、監督調整役としての役割を果たすと同氏は付け加え、出席した俳優、歌手、レコード会社、法律家はこの動きに賛同した。

芸術家らは、警察によって行われた反海賊版取締りは効果がなかったと述べている。1つの原因としては、現行法の曖昧さに起因するものであると語り、彼らは、自分たちの作品の海賊版と複製は、法を執行する立場の人間の目の前で行われていると不満を述べた。

インドネシアレコード会社協会(Asiri)は、作曲家、歌手、音楽編集者とともに、芸術作品の海賊版や公演での許可のない使用に対し何度も警察に告訴してきたと述べた。

## ベトナム

### 1. 4つのベトナムIP法、WTOの基準に合致

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年11月1日付)

ベトナムは、世界貿易機関(WTO)への加盟を目指し、近年、国際基準に合致するため知的財産保護に非常に重きを置いてきた。

ベトナムの知的財産法は、知的財産を保護しようとする国の努力の明確な証であり、WTO加盟国が関心のある投資、貿易、商業、科学技術といった分野で知的財産関連事項を規定する最も重要な基礎と考えられている。

ベトナムの知的財産法はWTOの基準に合致しているため、知的財産に係わるベトナムの交渉を解決に導く決定的要素と見なされている。知的財産法は、ベトナムがWTO に加盟するため、知的財産に関する交渉も含めて、10回の多国間交渉と何十回もの二国間交渉を行ったなか、2005年に制定された。

それ故、ベトナムの知的財産法と関連した政府規則は、2005年と2006年に開催された3回の多国間及び二国間の交渉でトップ課題として取り上げられた。ベトナムは妥当な解決策を採用し、それは国内の利益を保護するだけでなく、他国との対立を避け、WTO-TRIPsの必要条件も満たしている。

知的財産権局のPham Dinh Chuong 局長によれば、ベトナム企業の製品の多くは国際ブランドで取引されており、ベトナムの生産者は自分たちの商標を設定し登録することにもう少し注意を払うべきだという。

### 2. 違法ソフト使用で2つのIT大企業、摘発を受ける

(ベトナム・ニュース・ブリーフ・サービス、2006年11月3日付)

著作権及び知的財産当局は、ハノイ市の2つのIT大企業を違法ソフト使用の疑いで捜索した。Informatics Development社(IDC) とSingPC Informatics 社の営業用にインストールされたソフトは、すべてライセンスのないものだったと発表された。

違法ソフトには、マイクロソフト・ウインドーズ、マイクロソフト・オフィス、マイクロソフト・フロントページ、Lac Viet dictionary (ラック・ベトナム辞書)、Vietkey(ベトナムキー)、シマンテック・ノートン・アンチウイルス、WinRAR が含まれる。

捜査官によれば、これらは深刻なケースで、ライセンスのないソフトがコンピューターにインストールされ、顧客に販売されていた。両社でPCにインストールされた違法ソフトの総額は、4億VND(25,000USドル)に上ると捜査官は述べた。

さらに悪いことには、Acer のような外国ブランドのPCにも違法ソフトをインストールして、エンド・ユーザーに販売していたことであると付け加え、両社への摘発は、ベトナムでのソフトウェア著作権侵害を追放する新キャンペーンの一環であると同捜査官は認めた。

ベトナム当局は、ソフトウェア産業のための健全な環境を作り出し、その発展を促進するため、将来にわたって知的財産問題への管理を強化している。

### 3. 文化省、ソフトウェアをステップ・アップ

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年11月8日付)

文化情報省とビジネス・ソフトウェア・アライアンスは、昨日、ソフトウェアに関連した知的財産権のエンフォースメント推進のためパートナーシップを組むことを共同発表した。

パートナーシップは、省内の著作権局及び捜査官を含み、ベトナムでは知的財産権保護問題で初の国際連携となる。

「ベトナム政府と関連機関は、コンピューター販売企業のみでなく不正で無許可のソフトを使用したビジネスに対しても、知的財産権の更なる強化を継続するだろう」と同省の主任捜査官Vu Xuan Thanh 氏は語った。

Thanh氏は、ベトナムがWTOに加盟する今、IP保護はますます重要なものとなっている。WTOでは、ソフトウェア海賊版は厳格に禁止されていると述べた。

「主要なソフトウェア会社がベトナムで生き残るための大きな挑戦の1つが、海賊版問題だ」とビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA) アジアの反海賊対策部長のTarun Sawney 氏は述べた。

今年、ベトナムで国内外の企業のためにソフトウェア評価管理(SAM)のセミナーをシリーズで開催したBSAは、安全で合法的なデジタル世界を推進するための組織である、とSawney 氏は述べる。

文化情報省によれば、近年、政府はソフトウェア部門での著作権法のエンフォースメントを加速化し、外国投資家にとってより健全なビジネス環境を促進させるよう努力している。

### 4. WHO、偽物薬との戦いでベトナムをバック・アップ

(ベトナム・ニュース・ブリーフ・サービス、2006年11月10日付)

世界保健機関(WHO) は、ベトナム保健省(MoH)に対し、急増している薬の偽物事件を取り締まるため、2年間のプロジェクト実行費用として10億VND(625,000USドル)を提供した。

この動きは、WTOへの新規加盟国が知的財産保護に向けた自らの誓いを世界の貿易国の集まりであるこの組織に対し、実現するのを助ける狙いがある。

このプロジェクトでは、保健省の他、警察、防衛、財務各省より代表が参加し、非合法薬追放のための国家チームが結成され、非合法薬の製造、販売活動の根絶を目指す。

保健省によれば、コピー薬品は市場を席卷し、ハノイやハイポン市の大病院でも購入されており、患者の健康に害を及ぼしかねない。偽物薬のほとんどは、術後患者の炎症予防用錠剤であると報告されている。

2006年初めより、保健省は、コピー薬製造販売に係わる15の事件を摘発し、これは前年同時期の2倍となっている。そのほとんどは、カンボジア、ラオス、中国の国境付近で製造され、高価で高度に専門化した治療薬であった。

### 5. ベトナム、外国の製薬企業保護へ

(タイ・ニュース・サービス、2006年11月20日付)

政府高官筋によれば、ベトナム政府は、国内で営業している外国製薬企業の知的財産権を保護強化していくとのことである。

Tran Thi Trung Chien保健相は、11月18日、ハノイでの保健省と国内で製薬の製造販売を行う外国企業との会合で、上述の誓いをした。

世界貿易機関への加盟の過程で、ベトナムは医薬品と化粧品に対する減税を行うための道筋を示し、外国企業がベトナム国内で支店を開設することを認め、外国資本の企業が直接輸出入を行うことを認める。ベトナム政府は、これら企業の知的財産権の保護を誓約したと大臣は述べた。

本年9月に、312の外国企業がベトナムで医薬品及び医薬品原料の事業に参入するライセンスを取得した。これらの企業は国内の医薬品需要の60%を供給している。

#### 6. 知的財産権保護は米越両国にとって有益

*(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年11月21日付)*

知的財産権保護は、ベトナム及び米国両政府にとって有益である、と在ベトナムの米大使館の外交官がハノイで11月20日に開催された知的財産権国際会議で強調した。

政府と産業界が一体となった会議は対話を醸成し、重要情報を提供し、産業界と政府代表の意識高揚のために大きな貢献をすると、米国大使館公使のJonathan Aloisi氏が述べた。

この米国外交官は、立法と情報の普及により、知的財産権保護を強化したベトナムの努力を高く評価した。しかし、同時にまだまだやるべきことがあると誰もが認めている、とも述べた。米国はベトナムのこの努力に対し、協力を惜しまないと付け加えた。

ワークショップは、ベトナム知的財産協会(VIPA)とベトナム知的財産学会(VIPI)の共催で行われたものである。

## インド

### 1. IPR保護のためのワークショップ (ヒンズー、2006年11月1日付)

カンナー(Kannur)大学の生命工学と微生物学部は、「知的財産権(IPRs)保護意識の醸成」と題したワークショップを11月2日、タラセリー(Thalassery)で開催する。学部長のM. Haridas教授は、30日の当地での記者会見で、ケーララ(Kerala)大学の前副総長のB. Ekbal教授が、パールビュー・リージェンシーホテルでのワークショップの開催を宣言すると述べた。

カンナー大学副総長のP. Chandramohan 教授が、この催しを統括する。Haridas 博士は、多様な生物種に富む西ガーツ山脈が州内を通っているから、同州にとってIPR保護は重要な意味があると指摘した。ワークショップは、科学技術と環境ケーララ州議会との共催で企画され、科学者、学生、一般の知的財産権保護への認識を生み出すことがその目的だ、と同博士は付け加えた。

技術セッションでは、生物多様性に関連した法制と、IPR問題、市場経済における著作権と商標の役割、特許情報センターの役割についての講演が行われる。

### 2. 特許保護の欠如が多国籍企業を悩ませる (ヒンズー、2006年11月4日付)

インド、中国、東南アジア諸国において、十分な知的財産権保護がなされていないことが多国籍企業の心配の種となっている。なぜなら、多国籍企業はこれらの地域で研究開発(R&D)のために大きな投資を行ってきたからである、と次席警察長官(経済犯罪)のSusant Mahapatra 氏は述べた。

同氏は、米国のインド・ビジネス・カウンシル・インド産業連盟(CII)・NASSCOMが共催で当地にて開催したIP法のエンフォースメントと保護のワークショップで基調演説を行った。

Mahapatra氏は、IP法は国内で厳格に執行されてこなかった。なぜなら法の執行機関は主にテロやナクサリズム(Naxalism)の封じ込めや、法と秩序の維持に奔走しがちであったからだと述べた。

「政党間には、知的財産権体制に対する真剣なエンフォースメントへの国民的合意はほとんどない」と語り、付け加えて、検察官、判事、捜査官をIP法に敏感にさせることや、このような事件をスピーディに取り扱う迅速な裁判所の設置が必要になるとも述べた。

NASSCOMサイバー・セキュリティとコンプライアンス長官のNandakumar Saravade氏は、貧弱なエンフォースメントが知財侵害率の高さとサイバー犯罪の主要な要因だと述べた。

しかしながら、Mahapatra氏は、知財侵害に対する傾向と訴えは、東側の人間には余り意味を成さない。なぜなら、東ではグローバリゼーションという考え方そのものに反対しているからである、としている。

### 3. IPR を理解するのは時代の要請 (ヒンダスタン・タイムズ、2006年11月6日付)

バナラシ・ヒンズー大学(BHU)副総長のPanjab Singh教授は、人々は貿易関連の知的財産権、公文書、世界貿易機関(WTO)の意味を理解すべきだと述べた。

国立研究開発機関(NRDC)とインド政府生命工学局との共催で開催された「生命工学の特許化」と題された国家セミナーにおいて、メインゲストとしてのスピーチの中で、副総長は世界とインドでの特許を含む知的財産権の歴史について述べた。

発明は基礎的研究に基づき、基礎的研究は研究者が取り組む課題への知的財産権の意識を高めた後に行われるべきものであると教授は述べた。

「我々は、まず初めにその分野ですでに存在する他の権利を探すべきである。そうすれば我々の努力が無駄になることもないし、重複も避けられる」と付け加え、「生命工学の分野は、健康と農業を含む多領域にも及ぶので、この分野での特許化は特に重要である。」とも述べた。さらに、AIDSのような病気は、我々の前に置かれたチャレンジであり、知的財産マネジメントはこの領域で非常に重要なファクターとなる」と語った。

もし農業従事者がIPRによく精通していたら、そしてその時にのみ、今日のような複雑な地球規模でのIPのシナリオの中で、自分の利益を擁護することができるであろうと語った。

#### 4. 市に基盤を置く組織、より大きな知的財産事務所を設置を要求

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年11月7日付)

グジャラート州の産業が知的財産権により簡単にアクセスできるよう、市ベースの組織が、特許、意匠、地理的表示も取り扱うことのできる、十分な機能のある事務所の設置を要求した。

知的財産弁理士協会(IIPA)の代表は、グジャラート州議会のKanshiram Rana議員が委員長を務める常任委員会のメンバーと会談した。

委員会のメンバーは、その市の中で知的財産(IP)の様々な面での討論を重ねていた。

「現在、我々は商標支局だけを有しており、この小さな敷地内で業務をしている。」と、同協会会長のYagnesh Trivedi氏が述べた。

「アーメダバード市では、2005-2006年の間に6,326件の商標出願を受付けたが、それはカルカッタ市の6,175件より多く、十分な機能を備えた知財支局はグジャラート州の産業にとって役立つだろう」と同氏は述べた。

現在、グジャラートの企業は特許出願のためにムンバイの支局に出かけている、とTrivedi氏は付け足した。商標出願は市の支所で取り扱えるが、特許、意匠、さらに地理的表示を取り扱う権限はない、とIIPAの代表は主張している。

アーメダバードの商標登録の管轄は、グジャラート州、ラジャスタン州、ダマン・ディウ、ダドラ及びナガル・アベリである。

#### 5. 適切な知財保護制度が採用されない場合、貿易額は落ち込みか

(プレス・トラスト・インド・リミティッド、2006年11月9日付)

強力で効果的な知的財産権制度が国内に作られない場合、インド米国間の相互貿易は目標額に達しないかもしれないと、国際知的財産エンフォースメントの米国コーディネーターであるCrish S Israel氏が述べた。

インドと米国は、次期3年間で相互貿易額を倍増するというゴールを設定し、3月にインドを訪れたジョージ・W・ブッシュ大統領により発表された。適切なIPエンフォースメントがなければ、目標を達成するのが困難かもしれないと、当地でIsrael氏は述べ、「目標達成のため、我々のリーダーは特定の障壁を無くす必要性を認識している。特に知的財産のエンフォースメントが弱いことは、貿易拡大の大きな障壁である」としている。

また、Israel氏は、強力で効果的な知財保護制度を築くことが、外国貿易・投資の相手先としてインドが第一に選ばれることにつながるとも述べた。

著作権保護についても触れ、彼は専門家として、インドはデジタル作品の保護強化のため、WIPOインターネット条約に署名し執行すること及びインドの著作権法を近代化することが求められ

る、と述べた。

加えて、インド政府が光ディスク海賊行為の取締りのために光ディスク法を採択するのを促すには、産業界の努力が不可欠であろうとも話した。

「我々は、インド政府が知財保護制度を近代化し、改善する努力を継続する中で、引き続き協力関係を保つことを期待している」と彼は述べた。これはコミュニケーション、情報交換を図り、民間セクターの動員とエンフォースメントにより達成される、と同氏は語った。

#### 6. 28のインド製品、地理的表示登録受ける (アジア・パルス、2006年11月10日付)

ダージリン紅茶を含む28のインド製品が、地理的表示(GI)登録を受けた。GI登録により、権利所有者は法的な専用使用権を認められ、侵害から救済される。

「許可の無い者がGIを誤使用する機会を排除することにより、正当な生産者の本物の商品が市場で販売される」と公式発表がされた。

登録はチェンナイで、1999年商品の地理的表示(登録及び保護)法に基づき行われる。

ダージリン茶のほかに、カンチープラム・シルク、マイソール・アガルバティ、サンダル石鹸・オイル・絹、クル・ショール、カングラ茶、チャンデリー・サリーが登録された。

ポッチャムパリ・イカット(Pochampally Ikat)、コトパドの手織り品、ババナ・ジャマカラム(Bhavana Jamakkalam)、アラムラ・カンナディ(Aranmula Kannadi)、セーラム・ファブリック、ソラパー・テリー・タオル、マドゥライ・サングディ(Madurai Sangud)、ナンジャナグッド(Nanjanagud)バナナ、チャナパトナの玩具と人形、コインバトルのウエット・グラインダー、マイソールの紫檀の彫り物、カスティの刺繍、オリッサのイカットも地理的表示を受けた製品である。

#### 7. 米国、ハリウッド海賊版チェックのための積極的ステップを取る (プレス・トラスト・オブ・インディア・リミテッド、2006年11月12日付)

米国知的財産権コーディネーターのChris Israe氏によれば、アメリカは知的財産のエンフォースメントに苦慮しており、司法局はハリウッドで製作されたものを含め、映画と音楽の海賊行為を中止させるための積極的対策を取っている。

「我々はゴールを達成して人々の助けとなるため、インド著作権業界が映画協会(MPA)やレコード業界のような組織とパートナーを組んで、自分たちの作品の海賊版防止のために、情報と資料を交換することが重要である」と同氏は当地での知的財産権セミナーで述べた。

効果的な反海賊版キャンペーンから生じる利益は、国内事業や更なる創造意欲を拡大するために用いることができるとIsrae氏は述べた。

デジタル時代の著作権保護についてIsrae氏は、「我々は、インドがWIPOインターネット条約に署名し、施行することを勧めねばならない。この条約はデジタル作品の保護を強化し、インドの著作権法を近代化するものだ」とし、光メディア海賊版対策のために、インド政府が光ディスク法を制定するよう産業界が後押しすることが重要になると付け加え、「現在法案が検討されていると理解している」とも述べた。

「ここは米国とインド産業界にとって、思案のしどころである。光ディスク法は、光メディアの生産を規制する。その結果として、侵害や海賊版を減らし、エンフォースメント努力を円滑化するものである」とのことである。

タイム・ワーナー社アジア太平洋担当副社長のヒュー・スチープン氏もこれに同意し、「インドには光ディスク法がない。この法は、海賊版光ディスクの製造を規制するために非常に重要である。こ

の法がないことが、エンタテインメント産業にとって非常に大きな損失である。」と指摘する。「もし法律があれば、問題の流れを食い止められる。制度を非常に効果的に働かせる上に、海賊版対策へのコストを低減するだろう」。スチーブン氏はマレーシア、香港、タイ、シンガポールのような国はこのような法律を持っているので、インドでの制定も検討に値するだろうと述べた。

インドの情報放送省と商務省はこれについて検討しているが、「まだまだ時間がかかりそうだ」とスチーブン氏は話している。

それが彼らにどのような影響を及ぼすかについて、スチーブン氏は「我々はコンテンツの提供者であり、DVDとビデオを製作している。これは直接に我々に影響する。国外に住むユダヤ人、特に中東に住む人々は多いに影響を受ける」と述べた。

しかしながら、FICCIのアドバイザーVivek Bharti氏は、「知的財産保護と海賊版をチェックする法は十分整っている。必要なのはその執行である。執行機関がより敏感にならねばならず、我々に必要なのは、法を執行する制度のキャパシティーであり、それが最適化されるべきだ」と同氏は語った。

#### 8. 農業者は近々に技術革新に対する権利取得

*プレス・トラスト・オブ・インディア・リミテッド、2006年11月12日付*

「政府は、近日中に特別な作物の登録を認めるだろう。これらの作物に対する農業者の品種は、登録制度が認められてから3年以内に登録しなければならない。」と植物品種・農業者権利保護局のS Nagarajan 委員長が当地で語った。

「我々は、すでに登録のための準備ができています。指示を出すのは政府だ。」同氏は「植物品種の改良と保護を目指して農業者が導く発明、国家的戦略での農業者の権利、地理的表示、原産地名称等の保護」と題した2日間の会議を傍聴した際、当誌(PTI)に語った。

政府は、種苗会社がするような登録により製品を独占するような、個人農業者の登録を望まないと同氏は述べた。

当初登録は、穀類と豆類の12の作物を予定しているが、政府は徐々に園芸作物も含める方向へと動くだろうとNatarajan氏は述べている。一度農業者が植物や種子の登録をすれば、15年間その品種に対して所有する権利があると述べ、登録された品種を他と交配し、新品種を開発したいと望む者は、誰でも、これらの品種に対し権利を所有する者にロイヤルティーを支払わねばならないとしている。

植物品種と農業者の権利保護法は2つの要素からなり、その2つとは、保護のための品種登録と農業者の権利に関するものである。

#### 9. バイオ・パライシーをチェックしようとするインドの努力後退

*(エコノミック・タイムズ、2006年11月15日付)*

バイオ・パライシー(生物海賊行為)をチェックするために多国間の規則を作ろうとしたインドの試みは、US、EU、日本、スイス、オーストラリアを含む先進国グループから拒否された。最近開催された世界貿易機関TRIPs理事会の会議で、先進国は、バイオ・パライシー事件の取扱には自国の法制を使うのが最良だと述べた。

インド、ブラジル、中国、パキスタンを含む発展途上国8カ国のグループは、これより前にTRIPs理事会に提案書を送付し、特許の出願人は、特許を受ける生物的資源の出所について明示することを義務付ける条項をTRIPs協定に組み入れる要求をした。また、特許出願人は、特許から派生する利益を原産地国に配分すべきことも要求した。

インドは、バイオ・パライシーに関する多国間の法律の枠組み作りに熱心である。それに対し、先進国、特にアメリカは、インドが何世紀も使ってきたネームやターメリックのような産物の特性を特許化しようと何度も試みてきた。米国は、ネームやターメリックのある種の用法に関する特許についてインドから異議を受け、取り消した。

しかしながら、発展途上国は、先進国が自国の伝統的な産物にロイヤルティーを支払わず利用し、それを製品化し、特許を受けることに常に懸念を抱いている。

発展途上国が行った提案には、TRIPSと生物多様性条約(CBD)の条項が内容的に一致する必要があると述べている。生物多様性条約では、原産地の明示と利益の分配が規定されている。

WTOの情報によれば、最近のTRIPS の会議で、先進国はCBDとTRIPSの条項との間に何の不一致もないと主張したとのことである。

先進国は、発展途上国が要求するようなTRIPS協定の改正は必要なく、バイオ・パライシー事件に対処するには、各国の法制によるのが最良であると主張した。多くの参加者が、特許審査官が伝統的知識のデータベース(TKDL)を使用することを支持した。

#### 10. 特許が決め手のインド企業の合併交渉

(エコノミック・タイムス、2006年11月17日付)

インドのソフトウェア・サービス会社は、製品と知的財産を取得する重要性に気がつき始めた。国内企業は、製品とサービスの両方を持つ会社の買収に5億USドルを使い、さらにこれ以上の額を払う意思がある。

より多くの企業が買収を望むことで、取引の規模が大きくなっていることがわかる。純粋にサービスのみ会社と、サービスとともに製品を販売する会社との距離が開いてきている。Wipro Technologies 社の販売戦略チーフのSudeep Nandy 氏は、「知財戦略で成功している製造会社の重要性は更に高く、もしその知財にブランド性があれば、価値はそれ以上に上昇する」と語る。

知財の価値は芸術的形態で、それを引き出すための基本的要素は必要だが、特許があり保証されているからといって価値があるわけではない。そこに市場がなければならぬ。

「ユニークな製品を持つことで、消費者へのアクセスを容易にする。新規の顧客を引き寄せることが楽になり、競争相手より一段上に立つことができる。」とNandy 氏は述べる。

#### 11. 政府は薬価引き下げのためTRIPs協定の改正を検討か

(エコノミック・タイムス、2006年11月21日付)

政府は、知的財産権の貿易関連側面(TRIPs) 協定の改正を視野に入れる模様である。これは、健康上の緊急事態の際、製薬会社が多国籍企業のコピー薬を製造し、合法的に同薬を製造することのできない国に輸出することを容易にするためだ。

WTO内の委員会は、合法的にMNC薬の特許権を破り、薬を供給する認可を輸入国から受けたインドの会社が、残りの分量をインド国内で販売できるよう、TRIPs協定を改正する案を考慮中とみられている。

産業界によれば、輸入国は時としてごくわずかな量の薬を要求し、会社は残りを世界の他のどこにも提供できないことがある。このような状況で、ジェネリック製薬会社は国内市場での販売が許可されるかもしれないとのことである。

委員会での提案は、インドの会社が海外との契約で、残余の医薬品を国内市場で販売することを保証させるものである。このことは、TRIPs協定の第31条(F) の改正により可能となる。

もう一つの改正は第31条(H) で、これらの会社が特許存在国への正当なロイヤルティーの支払いを免除されるよう改正するものだ。

2005年の特許法の改正により、特許薬のコピーを製造する能力のない他国は、非常事態の際にインドのジェネリック薬製造会社に強制実施権を発令して特許薬のコピーを製造させ、それを輸出することが認められている。

## 12. 農業科学者の知的財産権、保護される

(ビジネス・スタンダード、2006年11月23日付)

インドと中国は、互いの農業科学者の知的財産権を尊重し、保護することで合意した。

これは、農業研究の協力に関する覚書(MoU)の一部であり、両国間での農業科学者や生殖細胞の交換を行うもので、その中には植物繁殖材料も含まれている。

覚書は、インド農業研究カウンシル(ICAR) と中国農業科学アカデミー(CAAS)との間で合意され、Sun Yuxi 中国大使とICARのMangala Rai 長官とにより正式に署名された。

この中でICARとCAASの両者は、共同研究の成果として協同で取得したIPRsの対等な所有者となる。共同研究の成果の譲渡は相互に合意した契約に基づき行われ、他方の同意を必要とする。Rai氏は、ICARとCAASにより隔年の作業プランが協同で進められ、この協力計画に基づき、特別研究が実行されであろうと述べている。

## 13. 警官を知財に敏感にさせようとの催し

(ヒンズー、2006年11月25日付)

警察官、特にエンフォースメントに携わる担当官を知的財産権問題に敏感にさせるプログラムが27日に、欧州連合とインド政府により企画されている。

この企画は、「1,400万ユーロ・EU - インド・貿易投資開発計画」(TIDP)の取組みの1つである。

TIDPのIPR部会のチーム・リーダーであるS.K. Verma氏は、24日、同様なプログラムが他のエンフォースメント機関の担当官と判事のためにも行われていると述べた。TIDPとインド産業連盟により企画されたIP管理実践の訓練プログラムでスピーチをした際、同氏は、国家はIPR保護のため十分な法を備えているが、エンフォースメントに欠けると述べた。会議の配布資料によれば、TIDPのIPR部会の目的は、IPR制度のエンフォースメントを国際水準に合わせ、効率化するためにインドをサポートすることである。

## 14. 専門家、知財保護の重要性を強調

(ヒンズー、2006年11月28日付)

欧州連合の知的財産権(IPRs)専門家Fano Edoardo氏は、ビジネス界における知的財産権の重要性が多くの国の企業に十分には理解されていないと述べた。知財の利用に関して、様々な部局でのよりよいコーディネーションが必要だと述べた。

EU - インド貿易投資開発計画(TIDP)により当地で開催された「知的財産管理実践」の1日コースのトレーニングでは、IPRが企業の経済的規模拡大にとって死活問題であり、吸収合併では重要な課題となってきたと同氏は述べた。

EU-TIDPの副チームリーダーのAditya Nagarsheth氏は、両国間の計画には5つの部門があり、輸出に大きな期待が持てる農業が含まれていると述べている。同氏は、デリー、ムンバイ、カルカッタとチェンナイに投資促進デスクが設置されるとも述べた。インド製品の可能性について、ポーラン

ドやチェコスロバキアを含むより多くのヨーロッパ諸国に発信する必要があるとしている。

#### 15. マイクロソフト社、知財奨学金を開始

(エコノミック・タイムズ、2006年11月29日付)

マイクロソフト・コーポレーションは、2005年9月に発表された知的財産奨学金計画を始動させた。

同社は、奨学金をハイデラバードにある国立法律研究リサーチ大学アカデミー (National Academy of Legal Studies and Research University) の学生に授与した。また、同社は計画の規模を拡大し、今後の2年間で他の10の法科大学に10万USドルの基金を与える予定である。将来的には、25の法科大学及び学校をカバーする。その目的は、インドの知財弁護士の能力向上と人材の育成である。

この計画には、ボパール市の国立ロー・インスティテュート大学、バンガロール市の国立ロー・スクール・オブ・インド、グジャラート国立法科大学、ILS ロー・カレッジ、プネー市のMaharishi Dayanand大学、ロータック (Rohtak) のHimachal Pradesh大学、シムラ市のSymbiosis国際大学、プネー市のパンジャブ大学、チャンディガルのデリー大学、及びベナレス (バラナシ) のバナラス・ヒンズー大学が含まれる。

計画によれば、学生は知的財産権に関して課題を与えられ、その研究論文をもとに3人の学生が選考される。「論文は学部、マイクロソフト社、外部カウンセラーにより評価される」と、マイクロソフト社のインド担当 (法務とコーポレート部門) 部長Rakesh Bakshi 氏が当紙の記者に語った。

会社は8万ルピーか最終学年の授業料か、どちらか高い方をそれぞれの学生に支払う。同社はNALSARの40人のクラスから30の論文の応募を受けた。その中でトップの3人が授与式で祝福を受ける。

#### 16. インド特許庁、23%の特許出願増の見込み

(エコノミック・タイムズ、2006年11月30日付)

製品特許に関し、インド特許庁は2006 - 7年に3万件の特許出願を予想している。それは対前年度比のほぼ23%増である。

デリー、チェンナイ、カルカッタ、ムンバイの4つの特許庁支局で、現会計年度の第一上半期において15,000件の特許出願を受理した。

製薬及び化学産業が全出願のほぼ50%を占め、それに次ぐのがITとエレクトロニクス産業の20%である。残りの30%がメカニカル・エンジニアリング、食品、農業関係等の種々の分野である。

インド特許庁は、前会計年度24,500件ほどの特許出願を受理した。「今年度の予想出願はデリー支局がトップで12,000件、続いてチェンナイ支局の7,000件である。カルカッタの特許本局は第3位の6,000件で、ムンバイ支局が5,000件の出願と予想する」と、カルカッタの特許意匠副登録官のAmitava Chakraborty氏は述べた。

インド特許庁の高官は、中央 (Centre) では既に13億ルピー近くを投資し、4つの特許庁本支局の近代化を進めていると述べている。また、インドの特許庁は、1911年から今日までのオンライン・データベースの最新版を作成中である。同高官によれば、「これは既に特許を取得した技術情報に関する詳細な情報で、20万件近くの書類を含むことになるだろう」とのことである。

膨大な資料の参照が必要である、現在出願中の特許審査に要する時間の短縮への取り組みも行われる。「出願から審査開始までの時間が、3年から6ヶ月に短縮された」と同氏は述べている。

## 17. インドの知的財産権環境に変化 (ヒンズー、2006年11月30日付)

インドのビジネス界では、知的財産権侵害にもはや悩むことはなくなる。知的財産権環境は多いに変化した、と世界知的所有権機関(WIPO)で言及された。

「私の今年の第一印象は、外国のビジネスマンが誰も知財問題で懸念を表明していないということだ」とWIPOのPhillippe Petit事務局次長は述べた。

インドの企業が、1995年から2005年に特許協力条約(PCT)により出願した特許は、365%増加した。基となる件数はとても少ないが、純粋な特許の件数のみでいったら、インドはトップの21カ国に含まれる。PCTにより出願された100万件の特許のうち、インドが占めるシェアは、他の発展途上国同様に急速に増加していると、Petit氏は述べた。

WIPOは、昔からのコミュニティーに存在する伝統的知識と広範な資源を保護するため、1つあるいは幾つかの条約を最終的にまとめようと大変な努力を払っている。

これはインドにとって多いに関心のある分野であり、他の文化的知識や伝統的医薬の所有者、部族、アボリジニ、その他のアジア、南アメリカ、アフリカの発展途上国の伝統的コミュニティーにとっても同様である。WIPOは、これらの伝統的コミュニティーを代表する団体が彼らの事例を前面に押出すための資金提供をしている。

## パキスタン

### 偽造・海賊版は国庫に何十億もの損失

(パキスタン・プレス国際情報サービス、2006年11月30日付)

偽造と海賊版の脅威は、国内経済を破滅させ、国家経済に年間100億ルピー以上の多大な損害を与え、合法的ビジネスに被害を与える。

ブランドと知的財産権(IPRs)は、ビジネスと企業にとり重要な資産である。これらの権利の侵害は合法的ビジネスに悪影響を与え、国家経済の全体的成長を阻むと、ユニリーバ・パキスタンの法律顧問兼法律財務担当重役であるAmar Naseer氏は「パキスタンでの法律ビジネス実践とIPRを企画する上でのメディアの役割」と題したワークショップでの講演で述べた。

ワークショップは、ユニリーバ・パキスタンとACIF（反模倣品・侵害フォーラム）により協同で開催された。

ACIFは、IPRの模倣、侵害、海賊版の猛威を払拭するための非営利の事業体連合である。この組織は、国内のIP体制を強化するための政府の努力や行動をサポートすることにより、消費者の権利を保護し、これらの問題に対する一般の関心を高めることを目指している。

Amar Naseer氏の他、ACIF 副委員長のAsmat Saleem 氏、ユニリーバ・パキスタンのSaleem Lali 氏、著名な文学者のAtta ul Haq Qasmi 氏、コラムニストのJaved Chaudhry 氏が講演し、パキスタンのIP法のエンフォースメントの状況と、この重要な問題の認知を推進するためにメディアが果たす役割の重要性について強調した。

Amar Naseer 氏は、国営のメディアが、これらの国家の産業の発展を阻害しているIPR侵害の脅威を含む問題を広報する先導役になると述べた。

IP法と終わりのない侵害行為に対する人々の認識の拡げ、消費者に模倣ブランド品と海賊品を購入しない決意をさせる必要が早急に求められる。

国営メディアは、その影響力を通して政府レベル・社会的レベルの両面で世論を指導し、醸成させることができると、同氏は主張した。

また、知的財産機関(Intellectual Property Organization)の設立を感謝し、模倣品や海賊版への効果的対策として、IP法の厳格な執行に向けた一致した努力をする必要性を強調した。

## クウェート

### クウェートで一連の反海賊版対策の摘発行われる

(ミドル・イースト・カンパニー・ニュース、2006年11月23日付)

クウェート情報省は、知的財産権の厳格な順守の誓約に沿って、違法なソフトウェアの使用と販売に関わった3件のコンピュータ販売業者に一連の摘発を行った。

この摘発により、海賊版ソフトウェア搭載の2台のコンピュータとハードディスク1枚、CD97枚を押収した。摘発の成功はBSAのメンバーであるマイクロソフト社と、関係するクウェート情報省当局との継続した協力の結果である。

クウェート情報省出版局長Qannas Al Adwani氏は、「我が省では海賊版ソフトウェア使用に伴う悪影響につき、人々を教育する意識高揚キャンペーンを継続的に企画している。我々は違法ソフトウェアを識別し押収させるためスタッフを教育し、国内のIPR法執行のため彼らがより十分な用意ができるよう、様々な団体と更に協力を進めることを誓った」。

「また、我が省は、オリジナルのソフトウェアを使う重要さと、その見返りとしてIT投資が増加することをエンドユーザーに認識させるための努力を行っている。我々は、この機会を借りて、マイクロソフトとBSAがクウェートの海賊版比率を下げるための様々なキャンペーンに変わらぬサポートをしてくれることに感謝の意を表したい」と述べた。

マイクロソフト社は、BSAの一員としてクウェート情報省及び他の国際的ソフトウェア開発会社と協力し、海賊版比率の低下のための努力を継続してきた。加えて、BSAは海賊版ソフトウェア使用によりコンピュータシステムだけでなく、国家経済全体に有害な影響をもたらすことを国民に認知させるためのキャンペーンを継続的に行っている。

「反海賊キャンペーンは、様々な関係当局の継続した努力と協力によってのみ成功する。ソフトウェア開発会社とエンドユーザーは手と手を携え、知的財産権の擁護と違法ソフトの使用と取引を抑制すべきである。我々は、すべての人が海賊行為の情報をホットラインに寄せ、海賊版ソフトウェアを使わないという意識をもつ努力をするよう求める。」とBSA委員長のJawad Al Redha氏は述べた。

## バーレーン

### バーレーン情報省、ソフトウェア海賊版を摘発 (アジア・パルス、2006年11月13日付)

バーレーン王国の情報省(MOI)は、知的財産権保護と知的侵害行為に対する一般の認識レベルを高めるための努力を強化してきた。

MOIは、海賊版ソフトウェアを使用する会社の摘発を始めた。なぜなら、バーレーンは中東の責任あるITハブとしての信用を勝ち得ようとしているためである。マイクロソフト社は、BSAの一員として、この摘発が成功するようバーレーン当局と緊密に連携してきた。

3つのコンピュータ会社への最近の摘発で、バーレーン当局は2台のコンピュータと156枚の海賊版ソフトを押収した。

Jamal Daoud 氏を長とする新聞出版行動局は、ソフトウェア海賊版の弊害に対し、バーレーンの企業と市民の注意を喚起する計画に従い行動している。この計画は、本物のソフトを使うことで、IT産業への投資を増やし、海賊版比率を減らし、その結果国家経済への建設的効果を及ぼすなど、正規ソフトの役割について認識を高めようとするものである。

バーレーン情報省は、IPR 法保護を保証し、エンフォースメントを確実にするための法的メカニズムを構築する努力に傾注している。同省は、国内の様々な団体と協力し、多くの施策やキャンペーンを立上げて純正ソフトの使用を促している、と新聞出版行動局のHasan Aun 長官は述べた。

これらの一般への周知キャンペーンは、特に企業レベルにおけるオリジナル・ソフト使用の効果を強調するもので、海賊版ソフトはコンピュータの性能を減じ、エラーを生じて重要なデータの損傷につながるとしている。このキャンペーンは、バーレーンが違法行為を減らすための必要なサポートを提供していることを示す明らかなメッセージだと、Aun 氏は付け加えた。

革新的ソフトウェア団体であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の副委員長であるJawad Al Redha 氏は、すべての経済分野でこの問題の法的、商業的認識を強めることが重要だと強調した。

バーレーン当局は、ソフトウェアの海賊行為が王国の経済と投資環境に引き起こす脅威を認識している。海賊版比率の低い国は、ITとソフト開発の分野で外国投資を引き付けやすい。それゆえ、海賊版問題と戦うために、積極的な施策をとることが当局にとり不可欠となってきたとAl Redha 氏は述べた。

バーレーンの動きは、同政府が知的財産権の保護とソフトウェア海賊版比率の低減の重要性を認識させることにより、国家経済を保護しようとする努力と歩調を合わせている。これはバーレーン政府が反海賊版キャンペーンを立上げ、海賊行為を許さないという明確なメッセージである。

世界的な市場調査会社のインターナショナル・データ・コーポレーション(IDC)が作成し、BSA が発表した年次報告書によれば、知的財産侵害撲滅へのバーレーン王国の努力により、海賊版比率が2004年の62%から2005年の60%へと引き下げられたことが明確となっている。